

10 石綿濃度の測定 (川崎市条例第 67 条の 6)

対象：特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等で、当該建築材料の使用面積の合計が 50m²以上である特定工事の元請業者、自主施工者

注意 上記以外の者（吹付け、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の工事で使用面積が 50m²未満の工事及び石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材の工事の元請業者、自主施工者）についても、市長が必要と認めるときは、測定の実施を要請することがあります。要請の有無は、工事を実施する建築物等の種類、場所、工事方法等により、石綿が大気中に飛散する可能性を総合的に考慮して決まります。

作業場の隔離状態、集じん、排気などによる飛散防止の状況を把握し、その状況に応じた飛散防止の方法の改善及び当該工事に伴う周辺への石綿の飛散状況の監視を目的に、以下のとおり石綿濃度の測定を行ってください。

作業の開始前、作業中、完了後において、以下に定めるところにより大気中の石綿濃度の測定を実施してください。

(1) 測定方法

測定方法は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示 93 号）」及び環境省のアスベストモニタリングマニュアル（URL: http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html）により実施してください。

（測定機関についての問合せ先 社団法人日本作業環境測定協会 精度管理センター
URL: <http://www.jawe.or.jp/>）

(2) 測定回数及び地点

特定建築材料の除去作業の開始前、作業期間中、完了後のそれぞれにおいて、次のとおり石綿濃度を測定してください。

測定時期	測定回数	測定場所
作業の開始前、完了後 ^{※1}	それぞれ 1 回	敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の 1 地点
作業期間中	1 回以上 （作業期間が 6 日を超える場合は 6 日までごとに 1 回）	敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下 ^{※2} の 2 地点並びにその主たる風向に対し垂直な 2 地点

※1 この「作業」は石綿建築材料の除去作業を意味し、養生、足場の組立て及び撤去等は含みません。作業完了後の測定は速やかに実施してください。

※2 「主たる風向の風下」は、それぞれの測定の開始時の風向及び測定を予定している時間帯の天気予報を参考として、その都度設定してください。

また、次ページの<備考>に記載した方法も参考に、測定計画を策定してください。

<備考>

① 測定単位

測定は特定粉じん排出等作業場ごとに実施してください。ただし、作業期間中の測定は、1つの特定工事において、複数の特定粉じん排出等作業がある場合であっても同時期に行われる場合には、それらを1つの特定粉じん排出等作業とみなして行うことができます。この場合、1つの特定粉じん排出等作業とみなされた作業の日数は、最初に開始される作業の日から最後に完了する作業の日までの日数とします。(作業場が隣接している場合若しくは作業場の間に当該特定粉じん排出等作業を行う作業員以外の通行等がない場合に限る。)

② 測定回数

「除去作業日数（休日等で作業を中断している日を含む）を6で割り、整数値に切り上げた数値」以上の回数、測定を実施してください。

(例 作業日数6日間の場合は1回、作業日数7日間の場合は2回、測定を実施する。)

③ 測定日の設定

作業期間中の測定の1回目は、原則として石綿除去作業開始の**初日に実施**してください。また、作業期間には、休日等で作業を中断する日も含みます。作業再開の日が前回の測定から6日以上となる場合は、作業を再開した日に測定を実施してください。

④ 測定の妨げとなる障害物がある場合

測定地点と作業場との間に障害物等がある場合は、その地点の代わりに、その影響の少ない敷地の境界線のうち、当該地点に最も近い1地点を測定地点としてください。

⑤ 風下地点の設定が困難である場合

上記以外の方法であっても、上記に示した以上の測定地点数であり、かつ、周囲の状況を考慮し石綿の飛散状況の確認が確実にできるとみなすことができる方法であれば、その他の方法で測定してもかまいません。例えば、作業前後は風下1地点で測定する代わりに敷地境界の4方向4地点で測定するなどが考えられます。作業中については、集じん・排気装置を設置する場合は、風下1地点を含む4地点で測定する代わりに敷地境界4地点と集じん機排出口付近や前室入り口付近で測定する、グローブバックを使用する場合は、風下1地点を含む4地点で測定する代わりに敷地境界4地点と除去作業箇所付近で測定するなどが考えられます。

⑥ 特定粉じん排出等作業場と敷地境界の距離が離れている場合

工事の対象となる建築物等の敷地が広く作業場と敷地境界が離れている場合、作業場と敷地境界の間に当該工事と関係のない人が居住、就業している場合、作業場と敷地境界の間を当該特定粉じん排出等作業を行う作業員以外の人が通過、活動する場合などは、敷地境界ではなく、作業場の境界付近で測定してください。

⑥ 測定結果について

川崎市では環境省及び厚労省発行の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考として、漏洩の目安を石綿繊維数濃度1本/Lとしております。なお、濃度測定において、石綿繊維数濃度1本/Lを超えた場合は「15.1(3)緊急時の対応に関すること」を参考に対応してください。

<測定時期例>

	1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)	6 (土)	7 (日)	8 (月)	9 (火)	10 (水)	11 (木)	12 (金)	13 (土)	14 (日)	15 (月)	16 (火)	17 (水)	18 (木)	19 (金)
作業		足場・養生設置		石綿除去 (休日も含む)												養生撤去・清掃			
測定	● (前)			● (中)			休日			● (中)				休日		休日 ○ (中)	● (中)		● (後)

前回の測定から6日目にあたる日が
休日の場合は作業再開日に測定

